

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年2月28日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第5-61号

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（規則第5-18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前																
<p>別表第2（第28条、第33条関係）</p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職</p> <p>ア 速記士</p> <p>イ 職業指導員</p> <p>ウ 職業訓練指導員</p> <p>エ 無線通信士</p> <p>オ 船長 航海士 機関長 機関士 通信長 船舶通信士 甲板長</p> <p>カ 医師 歯科医師 獣医師</p> <p>キ <u>歯科衛生士 歯科技工士 マッサージ師 視能訓練士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士 薬剤師（病院局長が採用するものに限る。） 診療放射線技師 臨床検査技師 管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。）</u></p> <p>ク 助産師 看護師 准看護師</p> <p>ケ 文化学芸員</p> <p>コ 美術学芸員</p> <p>サ 警察官（財務捜査員）</p> <p>シ 工業技術研究職</p> <p>ス 犯罪被害者等カウンセラー</p> <p>セ 航空整備士 自動車整備士</p> <p>(2) (略)</p>	<p>別表第2（第28条、第33条関係）</p> <p>(1) 事務職員及び技術職員並びにこれに相当する職員をもつて充てる職</p> <p>ア 速記士</p> <p>イ 職業指導員</p> <p>ウ 職業訓練指導員</p> <p>エ 無線通信士</p> <p>オ 船長 航海士 機関長 機関士 通信長 船舶通信士 甲板長</p> <p>カ 医師 歯科医師 獣医師</p> <p>キ 歯科衛生士 歯科技工士 マッサージ師 視能訓練士 理学療法士 作業療法士 言語聴覚士 臨床工学技士</p> <p>ク 助産師 看護師 准看護師</p> <p>ケ 文化学芸員</p> <p>コ 美術学芸員</p> <p>サ 警察官（財務捜査員）</p> <p>シ 工業技術研究職</p> <p>ス 犯罪被害者等カウンセラー</p> <p>セ 航空整備士 自動車整備士</p> <p>(2) (略)</p>																
<p>別表第3（第33条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任事務</th> <th style="text-align: center;">委任を受ける者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 <u>歯科衛生士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、薬剤師（病院局長が採用するものに限る。）、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。）、助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち実施計画・受験案内、面接委員及び</u></td> <td>病院局長</td> </tr> </tbody> </table>	委任事務	委任を受ける者	(略)	(略)	(略)	(略)	3 <u>歯科衛生士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、薬剤師（病院局長が採用するものに限る。）、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。）、助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち実施計画・受験案内、面接委員及び</u>	病院局長	<p>別表第3（第33条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">委任事務</th> <th style="text-align: center;">委任を受ける者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>3 <u>助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち実施計画・受験案内、面接委員及び合格者の決定に係る事務以外の事務</u></td> <td>病院局長</td> </tr> </tbody> </table>	委任事務	委任を受ける者	(略)	(略)	(略)	(略)	3 <u>助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち実施計画・受験案内、面接委員及び合格者の決定に係る事務以外の事務</u>	病院局長
委任事務	委任を受ける者																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
3 <u>歯科衛生士、視能訓練士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、臨床工学技士、薬剤師（病院局長が採用するものに限る。）、診療放射線技師、臨床検査技師、管理栄養士（病院局長が採用するものに限る。）、助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち実施計画・受験案内、面接委員及び</u>	病院局長																
委任事務	委任を受ける者																
(略)	(略)																
(略)	(略)																
3 <u>助産師及び看護師の職に採用する場合の職員の選考に関する事務のうち実施計画・受験案内、面接委員及び合格者の決定に係る事務以外の事務</u>	病院局長																

合格者の決定に係る事務以外の事務			
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。